

議 事 録

会議の名称	令和4年第2回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和4年2月25日(金) 午後2時から 午後3時15分まで
開催場所	早稲田リサーチパークコミュニケーションセンター3階レクチャールーム1
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第7号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第8号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第9号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (4) 第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (5) 第11号議案 本庄農業振興地域整備計画の変更について (6) 報告第7号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について (7) 報告第8号 農地法第3条の3の規定による届出について (8) 報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (9) 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年第2回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和4年第2回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。まず、議事日程1の開会を細野会長代理をお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和4年第2回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。事務局長からも話がありましたとおり、まん延防止期間ということで、今回も農業委員のみでの総会開催となりました。現体制からちょうど1年が経ったわけですが、コロナ禍の状況が続くなかで農地利用最適化の推進をなかなか進めることができません。今年はなんとかスタートできるかと思ったのですが、このような状況ですので、もう少し我慢してまん延防止期間が切れる3月6日以降、経済が正常に戻ったあかつきには、皆さまが先頭に立って農地利用最適化推進委員と一緒に農地利用最適化の目標達成に向かって頑張っていただければ幸いです。</p> <p>本日は短時間のうちに皆さまの協力をいただきながら総会を進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>本日、田島敏包委員より欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中18名出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私から指名させていただきます。本日は、9番岡芹委員、10番宮部延一委員の両名をお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり、議案5件及び報告4件であります。</p>

	<p>まず、第7号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第7号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第7号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページ及び3ページをご覧ください。申請件数は、5件となります。その内訳は、贈与による所有権移転1件及び売買による所有権移転4件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、今回、整理番号3から整理番号5までの3件につきましては、議事参与制限に係る案件となりますので、まずは、その3件を除いた、整理番号1及び整理番号2について、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告をいただきました後に、ご質問いただき、その後、審議とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の畑1筆、傍示堂地内の田1筆及び仁手地内の畑5筆及び田2筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、細野会長代理、関根委員及び福島公博委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページから8ページまでとなります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>

議長	<p>整理番号1についてですが、地区がまたがっており、担当の委員の方が3名となります。まずは、福島公博委員の報告をお願いいたします。</p>
福島公博委員	<p>4番福島より、整理番号1について報告させていただきます。2月21日午後1時頃、吉田推進委員と、現地確認及び受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、まず議案書6ページ、3-1-3の地図をご覧ください。申請地は、本庄第一中学校より東に250mほどの備前渠川の土手際に位置しています。続いて、議案書7ページ、3-1-4の地図をご覧ください。申請地は、若草保育園の南から東にかけて4筆ございます。続いて、議案書8ページ、3-1-5の地図をご覧ください。申請地は、諏訪神社の北から東にかけて2筆ございます。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は贈与で親子間の生前一括贈与となります。受人の年齢は59歳、耕作は本人と家族の計3名にて行っており、本人の農業従事日数は300日です。農機具はトラクター1台、田植機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、細野会長代理の報告をお願いいたします。</p>
細野俊文 会長代理	<p>続いて、1番細野より報告いたします。2月21日午後1時頃、細野林之助推進委員と現地確認調査を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、4ページ、3-1-1の地図をご覧ください。申請地は、JA埼玉ひびきの本庄北支店から南に100mほどの場所に位置しております。</p> <p>申請地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、関根委員の報告をお願いいたします。</p>
関根委員	<p>続いて、2番関根より報告いたします。2月19日午後1時頃、福島正紹推進委員と現地確認調査を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、5ページ、3-1-2の地図をご覧ください。申請地は、仁手集落センターから南に150mほどの場所に位置しております。</p> <p>申請地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと思われます。</p>

	以上、ご報告いたします。
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、塩原茂夫委員でございます。なお、申請地位置図は、9ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます</p>
議長	整理番号2について、塩原茂夫委員の報告をお願いいたします。
塩原茂夫委員	<p>6番塩原より、整理番号2について報告させていただきます。2月22日午後4時半頃、亀田推進委員と、現地確認及び受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書9ページ、3-2の地図をご覧ください。本庄市第二浄水場より南に100mから200mほどの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は売買でございます。受人は農地所有適格法人の要件を満たしており、役員の農業従事日数は250日です。農機具はトラック4台、消毒機3台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの、整理番号1及び整理番号2の説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1及び整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、議事参与制限に係る案件であります、整理番号3ですが、福島公博委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p>

	<p>それでは、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、福島公博委員でございます。なお、申請地位置図は、10ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3については、福島公博委員が、議事参与制限により、一時退席しております。本来であれば、担当地区の推進委員の方から報告いただきたいところですが、感染拡大防止の観点から人数を減じて総会を開催しておりますので、本日は、近接の地区担当委員であります関根委員から報告をお願いします。</p>
関根委員	<p>整理番号3について、2番関根より報告させていただきます。2月21日午前10時頃、福島農業委員と吉田推進委員が受人への聴き取り調査及び現地確認調査を行った際の調査結果をいただきましたので、そちらに基づき報告させていただきます。</p> <p>申請地の概要につきましては、10ページ3-3の地図をご覧ください。申請地は、仁手集落センターから南に150mほどの場所に位置しています。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は売買でございます。受人の年齢は63歳、農業従事日数は300日です。農機具はトラクター5台、コンバイン2台、田植機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。申請地は、ブロッコリーを作付けしたいということです。</p> <p>申請地及び受人経営農地は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの、整理番号3の説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。福島公博委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次の整理番号4及び整理番号5ですが、私、田端本人が、議事対象となっておりますので、先程と同様の規定により議事に参与できませんので、退席いたします。</p>
細野会長代理	<p>それでは、ただいま会長が事故のため退席しておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長代理が会長の職務を行います。また、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長代理が議長となり、議事を整理します。</p> <p>整理番号4及び整理番号5についてですが、受人が同一でありますので、一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4及び整理番号5を一括で説明いたしますので、2ページ及び3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田2筆及び児玉町高柳地内の畑1筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、整理番号4については、永尾委員及び田端会長、整理番号5については、永尾委員でございます。なお、申請地位置図は、11ページから13ページまでとなります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
細野会長代理	<p>整理番号4及び整理番号5については、まとめて永尾委員から報告をお願いいたします。</p>
永尾委員	<p>11番永尾より、整理番号4及び整理番号5について報告させていただきます。2月22日午前8時頃、宮部推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。</p> <p>また、児玉町高柳地内分につきましては、2月20日午後1時半頃、田端会長と倉野内推進委員が現地確認調査を行った際の調査結果をいただきましたので、そちらに基づき報告させていただきます。</p> <p>申請地の概要につきましては、まず議案書11ページ、3-4-1の地図と、議案書13ページの3-5の地図をご覧ください。児玉地域包括支援センターより北東に200メートルほどの場所に位置しております。続いて、議案書12ページ、3-4-2の地図をご覧ください。高柳配水場のすぐ南に位置しております。</p>

	<p>恐れ入ります、議案書2ページ及び3ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は売買でございます。受人の年齢は70歳、本人の農業従事日数は350日です。農機具はトラクター2台、田植機1台、コンバイン2台、動力噴霧器2台、普通トラック1台、軽トラック1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。申請地は、米、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、レタスを作付けしたいということです。</p> <p>申請地及び受人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
細野会長代理	<p>整理番号4及び整理番号5について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4及び整理番号5の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。田端会長の復席をお願いいたします。</p> <p>(復席)</p> <p>会長が復席いたしましたので、議長の職務代理を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
議長	<p>議事参与制限により退席しておりましたが、再度、私が議長の職を行いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>次に、第8号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第8号議案を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。</p> <p>第8号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙、農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、15ページから18ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、13件です。田3筆及び畑29筆の面積合計36,170㎡の利用</p>

	<p>権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること等とされており、以上の要件を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第8号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第8号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第8号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第9号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第9号議案を説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。</p> <p>第9号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、20ページをご覧ください。申請件数は2件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1及び整理番号2を、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、審議とさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたしますので、20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積</p>

	<p>は記載のとおりです。申請事由は、道路拡幅工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。4-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅への進入路用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。</p> <p>なお、当該申請地につきましては、以前、住宅建て替えの際、道路からの接道を確保するため分筆登記を行い、併せて2筆を平成12年に農地転用の許可を受けていると認識し、進入路として使用していたとのことです。今般、当該申請地の1筆については、農地転用の許可を得ておらず、農地法違反であることが分かったとのことでございます。申請人から始末書が提出され、農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、小賀野委員の報告をお願いいたします。
小賀野委員	<p>19番小賀野より報告します。2月19日午前10時頃、出牛推進委員と現地確認調査を行いました。申請地につきましては、議案書21ページ、4-1の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線の大北交差点から西へ100mほど入った場所に位置しております。</p> <p>申請事由は、道路拡幅工事のためですが、現実には敷地の進入路として利用されており、今般、始末書を添付しての転用許可申請でございます。申請人は許可を受けないままの状態の是正を希望しており、周辺の農地への支障はなく転用に関しては問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、農産物販売施設設置工事です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。4-2については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地</p>

	<p>の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
田端会長	<p>整理番号2について、私から報告させていただきます。2月20日午後2時頃、倉野内推進委員と現地確認を行いました。議案書22ページ、4-2の地図をご覧ください。申請地は、金屋南交差点より北東へ150mの位置にあります。ここにあります物置は1月の総会時に農業用倉庫として2アール未満の届出が提出されております。今回は、その場所にトマトの農産物直売所を設置したいという申請でございます。事務局からもありましたとおり、ここは用途地域で周辺は自分の作業場と畑でありますので、転用に当たっては何ら問題ないかと思えます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの、整理番号1及び整理番号2についての説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1及び整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第10号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第10号議案を説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。</p> <p>第10号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、24ページをご覧ください。申請件数は、6件で、その内訳は、所有権移転5件及び賃借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号6までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、一括審議とさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、牛舎用地です。用</p>

	<p>途地域は、指定なしです。令和4年1月12日付けで、農振農用地区域から牛舎建設用地として用途変更されています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、25ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	<p>8番立石より報告いたします。2月19日午後2時頃、内田推進委員と現地確認並びに渡人より聴き取り調査を行いました。議案書24ページと25ページ、5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地周辺は以前にも何回か牛舎建設の転用許可申請があった場所であり、隣接している場所であるため、今回の申請地の周辺は受人の牛舎や放牧地で囲まれております。今回の申請は牛舎の建設ということです。</p> <p>周辺は農地への支障は無く、許可にあたっては何ら問題ないかと考えられます。</p> <p>皆さま方の慎重審議、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、26ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、立石委員の報告をお願いいたします。

立石委員	<p>8番立石より報告いたします。2月19日1時30分頃、内田推進委員と現地確認並びに渡人より聴き取り調査を行いました。議案書24ページ及び26ページ、5-2の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は12月の総会で転用の許可申請があった場所の隣で、渡人が2人となっています。湯かっこ第一駐車場近くに位置し、南側が道路に面しており、周辺は住宅に隣接しています。</p> <p>周辺は農地が無く、許可にあたっては何ら問題ないかと考えられます。皆さま方のご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、27ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
田端会長	<p>整理番号3について、私から報告させていただきます。2月20日午後2時30分頃から、倉野内推進委員と現地を確認しました。受人から話を聞いたところ、太陽光発電施設を設置するとのことです。議案書27ページ、5-3の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、女堀川に面しており、金屋小学校の北西約300mに位置しております。申請地の両隣はすでに太陽光発電施設が建っており、転用にあたっては何ら問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、28ページをご覧ください。5-4については、農用地区域</p>

	<p>内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、岡芹委員の報告をお願いいたします。</p>
岡芹委員	<p>整理番号4について、9番岡芹より報告します。2月21日午前9時30分頃から、門倉推進委員と現地確認及び代理申請人から聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書28ページ、5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、国道462号線西富田歩道橋の交差点から西方向へ約300mの場所で、延命寺の墓地の西側に隣接した集落の中に位置しています。</p> <p>申請目的は業者を介しての売買で、現在アパートで妻と子供2人の4人で暮らしています。アパートが手狭になり、子育てや通勤の利便性を考慮してこの土地を取得して、自己用住宅用地として申請に到ったものでございます。</p> <p>申請地周辺は住宅が立ち並び、他の農地に支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。令和3年12月13日付けで、農振農用地区域から除外されています。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地は、29ページをご覧ください。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷地拡張用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、間正委員の報告をお願いいたします。</p>
間正委員	<p>16番間正より報告します。事務局から話がありましたとおり、申請地は以前の総会で農業振興地域整備計画の変更に係る議案でご審議いただいた案件でご</p>

	<p>ございます。県道児玉長瀬線の歩道整備に伴う拡幅工事により、住宅の出入口の形状が変わったことによる住宅敷地の拡張でございます。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、30ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
田端会長	<p>整理番号6について、私から報告させていただきます。2月20日午前10時頃から、倉野内推進委員と現地を確認しました。渡人から話を聞いたところ、受人より駐車場用地として使用したいと話があったとのことでした。</p> <p>議案書30ページ、5-6の地図をご覧ください。申請地は、秩父児玉線のバイパスから東へ約300mの場所に位置し、太陽光発電所に隣接した農地です。受人はパレットの製造等を行う事業所で、敷地拡張による駐車場用地としての申請となります。転用にあたっては何ら問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいま、整理番号1から整理番号6についての説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号6について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第11号議案「本庄農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第11号議案を説明いたしますので、議案書31ページをご覧ください。</p> <p>第11号議案、本庄農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の</p>

2第2項の規定により、本庄市長から意見を求められ、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。

本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。

申出内容については、別冊の1ページをご覧ください。農用地区域からの除外3件となっています。

農用地区域内の農地については、原則、転用は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落の連たん性のある地域で、法の定める基準に従って、例外的に農用地区域からの除外を認めることとなっており、除外の手続きを経たうえで、転用申請を行う必要があります。

今回の事案番号1から事案番号3までの農用地区域からの除外については、「本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針」に基づき、除外が可能な目的である分家住宅建設に係る申出となっています。

申出内容の詳細をご説明いたします。まず、事案番号1を説明いたしますので、3ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、滝瀬地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。4ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりで、詳細については5ページのとおりです。当該土地に関する土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条及び都市計画法第29条の許可となっております。6ページが位置図、7ページが付近案内図、8ページが農用地区域図で少し色が濃くなっているところが、農用地区域で青地の農地となります。9ページが公図の写しとなり、10ページが事業計画図となります。事業計画者は、申出地近隣の実家に両親と子供と同居していますが、子供の成長や今後のことを考え、父の所有地である申出地に分家住宅を建設するものです。当該申出地は、既存の宅地に隣接しており、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。

次に、事案番号2を説明いたしますので、12ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町下真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。13ページをご覧ください。

	<p>い。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりで、詳細については14ページ及び15ページのとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、児玉土地改良区(旧北部)及び九郷阿保領用水土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。16ページが位置図、17ページが付近案内図、18ページが農用地区域図で、19ページが公図の写しとなり、20ページが事業計画図となります。事業計画者は、現在、夫婦で市外の賃貸住宅に住んでいますが、既に手狭となり、今後、家族が増えることも考え、実家近くの父所有の申出地に分家住宅を建設するものです。当該申出地は、既存の宅地に隣接しており、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。</p> <p>次に、事案番号3を説明いたしますので、22ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町塩谷地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。23ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりで、詳細については24ページのとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。25ページが位置図、26ページが付近案内図、27ページが農用地区域図、28ページが公図の写しとなり、29ページが事業計画図となります。事業計画者は、現在、都内の賃貸住宅に夫婦と子供で住んでいますが、今後の両親等の面倒や持ち家取得の計画から、実家近くの父所有の申出地に分家住宅を建設するものです。当該申出地は、既存の宅地に隣接しており、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。</p> <p>以上で本議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第11号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第11号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第11号議案については、原案のとおり変更することに「同意」で、市長に回答いたします。以上で、議案審議を終了いたします。</p>

	<p>続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第7号から報告第10号までを、順番に事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第7号を説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。</p> <p>報告第7号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決処分したので報告いたします。</p> <p>届出内容については、33ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が間に入り、農地売買等事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第8号を説明いたしますので、議案書34ページをご覧ください。</p> <p>報告第8号、農地法第3条の3の規定による届出について、本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決処分したので報告いたします。</p> <p>届出内容については、35ページ及び36ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第9号を説明いたしますので、議案書37ページをご覧ください。</p> <p>報告第9号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決処分したので報告いたします。</p> <p>届出内容については、38ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第10号を説明いたしますので、議案書39ページをご覧ください。</p> <p>報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたので、報告いたします。</p> <p>通知内容については、40ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、1件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思えます。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p>

	<p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和4年第2回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>大変、お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会)</p>

令和4年第2回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和4年2月25日（金）※新型コロナウイルス感染防止のため農業委員のみで開催
開催場所	早稲田リサーチパークコミュニケーションセンター3階レクチャールーム1
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時15分
会長	田端 講一
会長代理	

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	
7	福田 武久	出席			荒井 康男	
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	
9	岡芹 喜行	出席	○	児玉	田島 勇扇	
10	宮部 延一	出席	○		宮部 豊徳	
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	
12	田島 敏包	欠席			鈴木 幹雄	
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	
16	間正 始	出席			根岸 正一	
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	
本庄	細野 林之助				出牛 康	
藤田	小川 忠				山本 道雄	
	福島 正紹					

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
支所環境産業課産業係主事	相川 蘭

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人